

亀山市告示第47号

亀山市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>（目的）</p> <p>第1条 この告示は、市内の各家庭から排出される生ごみの減量化、<u>分解消滅化又はたい肥としての資源化</u>（以下「減量化等」という。）を積極的に推進するため、生ごみ処理容器（以下「容器」という。）の購入者に対し補助金を交付することにより、<u>容器の設置を促進し、環境意識の高揚</u>を図ることを目的とする。</p> <p><u>（定義）</u></p> | <p>（目的）</p> <p>第1条 この告示は、市内の各家庭から排出される生ごみの減量化<u>及びたい肥</u>としての資源化を積極的に推進するため、生ごみ処理容器（以下「容器」という。）の購入者に対し補助金を交付することにより、<u>生活環境の保全と公衆衛生の向上</u>を図ることを目的とする。</p> |

第2条 この告示において「容器」とは、

生ごみを減量化等させる機能を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 電力又は人力を用いてかくはん、

加温送風等を行うことにより生ごみの減量化又はたい肥化を行うもの

(2) 微生物や菌の作用により、生ごみ

の減量化等を行うもの

(3) 前2号に定めるもののほか、市長

が適当と認めたもの

(補助金の名称)

第3条 [略]

(対象者)

第4条 [項を削る。]

[条を加える。]

(補助金の名称)

第2条 [略]

(補助金の交付対象)

第3条 この告示により補助対象となる

容器は、生ごみをたい肥化させ、又は減量化させる機能を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 密封した状態で、発酵菌の作用を

利用する構造のもの

(2) 底部がなく、水分を地中に浸透さ

せる構造のもの

(3) ハンドル又はペダル操作で容器全

体を回転させ、又は容器内部をかく

はんさせることにより、発酵分解作

用が促進される構造のもの

(4) 電力を用いて容器内部をかくはん

させ、若しくは加温送風することにより、発酵分解作用が促進され、又

補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者で、容器を購入し当該容器を市内に設置したものの
- (2) 周辺住民に悪臭等の迷惑がかけられないよう維持管理の徹底を行い、生ごみの減量化等を図ることができる者

2 市長は、前項の規定にかかわらず、市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納している者は、対象者としないことができる。

[(1) ~ (6) 略]

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、容器の購入に要した費用（消費税及び地方消費税を含み、第2条第1号に規定する容器にあつては1世帯につき1基を、同条第2号又は第3号に規定する容器にあつては1世帯につき2基を上限とする。）の合計額の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨

は乾燥による減量化が促進される構造のもの

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が適当と認めたもの

2 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者で、容器を購入し、当該容器を市内に設置したものの
- (2) 周辺住民に悪臭等の迷惑がかけられないよう維持管理の徹底を行い、たい肥の活用を図ることができる者

3 市長は、前項の規定にかかわらず、市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納している者を補助金の交付対象者としないことができる。

[(1) ~ (6) 略]

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、1基につき容器購入費の2分の1に相当する額とし、25,000円を限度とする。

[項を加える。]

てた額)とする。ただし、当該額が1万5,000円を超えるときは1万5,000円とする。

2 補助金は、対象者1人につき5年に1回を限度として交付する。

(補助金の交付申請の事前確認)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、容器を購入する前に、あらかじめ亀山市生ごみ処理容器購入費補助金交付事前確認書(様式第1号。以下「事前確認書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の事前確認書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、亀山市生ごみ処理容器購入費補助金交付事前確認完了通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

3 申請者は、前項の通知を受けてから45日以内又は購入する予定の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに容器を購入しなければならない。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、亀山市生ごみ処理容器購入費補助金交付申請書(様式第3号。以下「申請書」という。)に容器の購入に係る領収書、容器の設置状況が確認できる写真その他市長が必要

[条を加える。]

(補助金の交付請求)

第5条 補助金の交付を請求しようとする者(以下「請求者」という。)は、生ごみ処理容器購入費補助金交付請求書(別記様式)に領収書その他市長が必要と認めた書類を添えて、容器を購

| | |
|---|---|
| <p>と認めた書類を添えて、容器を購入した日から起算して<u>60日以内又は容器を購入した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに</u>市長に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の<u>交付決定等</u>)</p> <p><u>第8条</u> 市長は、前条の<u>申請書</u>を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、<u>補助金の交付を決定し、亀山市生ごみ処理容器購入費補助金交付決定指令書(様式第4号)</u>により<u>申請者に通知するとともに</u>、当該申請者が指定する口座に補助金を振り込むものとする。</p> <p><u>第9条</u> [略]</p> <p><u>第10条</u> [略]</p> <p>附 則</p> <p>[1及び2 略]</p> <p>(失効)</p> <p>3 この告示は、<u>令和12年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> | <p>入した日から起算して<u>90日以内</u>に市長に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の<u>交付</u>)</p> <p><u>第6条</u> 市長は、前条の<u>請求書</u>を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求者が指定する口座に補助金を振り込むものとする。</p> <p><u>第7条</u> [略]</p> <p><u>第8条</u> [略]</p> <p>附 則</p> <p>[1及び2 略]</p> <p>(失効)</p> <p>3 この告示は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> |
| <p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p> | |

別記様式を次のように改める。

様式第 1 号の次に次の 3 様式を加える。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

亀山市生ごみ処理容器購入費補助金交付事前確認書

年 月 日

亀山市長 様

住所 亀山市

申請者 氏名

電話

次の生ごみ処理容器を購入し、補助金の交付を受けたいので亀山市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱第6条第1項の規定により事前確認書を提出します。

1 購入予定容器

メーカー名：

商品名：

型番：

2 購入基数（購入予定の基数を○で囲んでください。）

1基 ・ 2基

3 購入予定月 年 月 頃

4 購入予定額 円（消費税込）

同 意 書

亀山市生ごみ処理容器購入費補助金交付に係る事前確認に当たり、市職員が私及び同一世帯員の住民基本台帳を調査することについて同意します。

年 月 日

住所

氏名

様式第2号（第6条関係）

亀山市生ごみ処理容器購入費補助金交付事前確認完了通知書

年 月 日

（申請者）

様

亀山市長

年 月 日付けで提出のあった亀山市生ごみ処理容器購入費補助金交付事前確認書について、その内容を審査した結果、適当と認めましたので、亀山市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

なお、容器の購入に当たっては、下記の条件を遵守してください。

記

- 1 事前確認書で提出した内容を遵守すること。
- 2 この通知を受けてから45日以内又は購入する予定の日の属する年度の2月末日までに容器を購入すること。

亀山市生ごみ処理容器購入費補助金交付申請書

年 月 日

亀山市長 様

〒
申請者 住所 亀山市
フリガナ
氏名
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。
電話番号

亀山市生ごみ処理容器購入費補助金の交付を受けたいので、亀山市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。なお、容器の購入及び設置に当たっては、亀山市補助金等交付規則及び同要綱の規定を遵守し、周辺住民に悪臭等の迷惑がかからないよう維持管理の徹底を行い、生ごみの減量化等を図ります。

| | | |
|-----------|-----------------------------------|--|
| 1 交付申請額 | | ※ 購入金額の1/2 円（100円未満切り捨て） 上限 15,000円 |
| 2 容器の概要 | | |
| (1) 種類 | 電気式 ・ 手動かくはん式 ・ コンポスト ・ ぼかし ・ 消滅型 | |
| (2) 品名 | | |
| (3) 購入金額 | 円 | ※申請者氏名が記入された領収書添付 |
| (4) 購入年月日 | 年 月 日 | |
| (5) 設置場所 | 亀山市 | ※容器の設置状況が確認できる写真添付 |
| 3 補助金振込先 | | |
| (1) 金融機関名 | 銀行・農協 | 支店 |
| (2) 預金の種類 | 普通・当座（○をつけてください） フリガナ | |
| (3) 口座名義人 | | |
| (4) 口座番号 | | |

※ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの受取口座として指定されている店名等をご記入ください。

同 意 書

亀山市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱第4条第2項の規定の施行に必要な限度において、市職員が市税その他市の歳入の納付状況を調査することについて同意します。

申請者：

生年月日： 年 月 日

関係書類 市外から新たに転入した者のうち、市長が必要と認めたものにあつては、前年度の市町村民税を納税したことを証明する書類

様式第4号（第8条関係）

亀山市生ごみ処理容器購入費補助金交付決定指令書

亀山市指令 第 号
年 月 日

（申請者）

様

亀山市長



年 月 日付けで申請のあった 年度亀山市生ごみ処理容器購入費補助金の交付申請に対し、亀山市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱第8条の規定により、 円を次の条件を付けて交付決定します。

交付条件

- 1 購入した容器は、市内に設置し使用すること。
- 2 周辺住民に悪臭等の迷惑がかからないよう維持管理の徹底を行うとともに、生ごみの減量化等を図ること。